

土浦市事業者支援一時金給付事業

新型コロナウイルス感染症拡大のため、茨城県が発出した緊急事態宣言等に伴い、売り上げが急減している市内事業者に対し、事業継続を支えるため、事業者支援一時金を支給します。

給付額

1事業者につき県の一時金の支給金額の半額(複数回分まとめて申請可)

- 県の一時金の支給対象 1回目:令和3年1・2月分 / 2回目:令和3年4～6月分
3回目:令和3年8・9月分(一般枠・酒類枠のいずれも申請可)
4回目:令和4年1～3月分

※既に受給済の分について重複して申請することはできません。

支給要件

次の要件の全てに該当する事業者が対象となります。

- (1)「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給していること。
- (2)本市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者であること。
- (3)事業収入を得ており、今後も本市内で事業継続意思があること。

必要書類

○初めて申請する方(※詳細は「チェックリスト」をご確認ください)

- (1)土浦市事業者支援一時金支給申請書兼誓約書(様式第1号)
- (2)事業所の所在地を確認できる書類
(例:直近の確定申告の写しや履歴全部事項証明書など)
- (3)「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給したことが分かる書類
(県の一時金が振り込まれた通帳の写し)
- (4)一時金の振込先口座の通帳の写し
- (5)チェックリスト

○既に一度市の一時金の支給決定を受けている方

- (1)土浦市事業者支援一時金再支給申請書(様式第2号)
- (2)「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給したことが分かる書類
(追加申請分)

※上記以外にも必要に応じて追加書類の提出を求める場合がございます。

申請及びお問合せ先

土浦市役所 商工観光課 産業政策係

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

電話番号:029-826-1111(内線 2703・2704)

※申請の受付は原則郵送のみとさせていただきます。

※郵送の際にはレターパック、簡易書留郵便等追跡できる方法をご活用ください。

※申請前に必ず「チェックリスト」を使って提出書類に漏れがないか確認してください。

申請期限：令和4年9月30日(金) 必着